



災害救助法が適用された地域のご契約者さまへ

株式会社メモリード・ライフ

この度の大雪により被害を受けた皆さまへ心からお見舞い申し上げます。一日も早い復旧をお祈りいたします。

当社では、この度災害救助法を適用された地域の被災契約者さまのご契約につきまして、お申し出により下記の特別取扱をいたします。

記

1. 保険料払込猶予期間の延長 : お申し出により、保険料の払込を猶予する期間を最大6ヶ月間まで延長いたします。
2. 保険金の簡易迅速なお支払い : お申し出により、必要書類の一部を省略する等により、簡易迅速なお取り扱いをいたします。

□ 災害救助法の適用状況

○大雪による適用…平成25年2月22日（厚生労働省発表）

新潟県：長岡市、柏崎市、小千谷市、十日町市、上越市、魚沼市、南魚沼市、阿賀町

○大雪による適用…平成25年2月25日（厚生労働省発表）

新潟県：妙高市

以上

<お問合せ>

株式会社メモリード・ライフ 顧客サービス部

電 話：03（6805）2211

お問合せ時間：平日9：30～17：00